

少年法改正への声明

－18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－

5月21日、少年法改正法案が参議院において可決されました。罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等について、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑まで対象を拡大することは、結果として厳罰化につながることになるため日本社会福祉士会は従前から反対の意思表示をしまいましたが、改めて法の運用に懸念を抱いていることから意見をいたします。

要旨

未だ十分に成熟しておらず、成長発展途上にあつて可塑性を有する18歳及び19歳の年長少年について、少年法の適用年齢を引き下げるのではなく、現行の少年法の適用を継続すべきです。

対象となる18歳及び19歳の少年は、児童虐待、とりわけネグレクトを受ける環境下で過ごすことも少なくありません。このような子どもを精神的に支えるためには、保護者に代わる大人との1対1の愛着関係を基にした人間との信頼関係づくりが必要といえます。

ゆえに児童福祉法第31条【保護期間の延長等】においては満18歳を超えても20歳までの延長を認めており、今回の少年法改正による厳罰化と相反しています。

このように成長過程にある者については、その過程に寄り添い、長期間にわたって相談できる環境が重要です。子どもは成長とともに、大切な人と結婚したり、大切な人との間に子どもが生まれたとき、過去の体験を思い出したりして、深い悲しみや苦しみを感じることもあるからです。

そのため、厳しい刑罰よりも、教育的・福祉的な働きかけの方が再犯防止の効果が大きいことが明らかであり、むしろ、結婚や子育てまで継続して支援すべきです。

また、少年の置かれている状況や特性・犯罪の背景と無関係に犯した罪名により範囲を広げて一括して「原則逆送事件」にすること及び公判請求することによって実名報道が行われることは、自立途上の少年の成長や可能性を社会が抑え込むことであり18歳及び19歳の少年の社会的自立をきわめて困難にするものです。特に、SNS等による誹謗中傷や人権侵害が社会問題になる中で、少年の人生における選択肢と可能性を狭めることでもあり自立・成長する権利を奪うものと言えます。

さまざまな背景を持つ少年が「個人として尊重」され、よき社会人として育つためには教育的・福祉的な働きかけが重要と考えます。

関係機関連携強化や実名報道の解禁が健全育成や更生の妨げにならない配慮を行うよう周知すること等衆議院及び参議院法務委員会における附帯決議については完全実施されることを望みます。

本会としましては改正法の下でも、18歳及び19歳の少年の人権に配慮した適正な運用を行うよう法務当局に求めます。

2021年5月27日

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久